

相談支援事業所わんぱく

「指定計画相談支援」「指定障がい児相談支援」重要事項説明書

当事業所では、利用者に対して障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援及び児童福祉法に基づく指定障がい児相談支援を提供します。

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援に関する利用契約の締結を希望される方に対して、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障がい児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容、その他の契約上ご注意くださいことを説明するものです。

◆◆ 目次 ◆◆

1 . 事業者の概要	1
2 . 事業所の概要	2
3 . 事業所の職員体制	3
4 . 職員の職務内容	3
5 . 事業所の営業日及び営業時間	3
6 . 通常の事業の実施地域	3
7 . 指定相談支援を提供する主たる対象者	4
8 . 障がい福祉サービス受給者証の確認	4
9 . 指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援の提供方法及び内容	4
10 . 利用料金	5
11 . 利用料金の支払方法	5
12 . 事故発生時の対応	5
13 . 苦情等の受付	6
14 . 虐待防止のための措置	7
15 . サービス提供の記録	7

特定非営利活動法人サポートセンターどりーむ

(相談支援事業所わんぱく)

当事業所は出雲市の指定を受けています。

(出雲市指定計画相談支援 指令福祉第823-1号)

(出雲市指定障がい児相談支援 指令福祉第823-2号)

1. 事業者の概要

法人の名称	特定非営利活動法人サポートセンターどりーむ
法人の所在地	島根県出雲市東福町820番地1
法人の電話番号	0853-63-4001
法人のFAX番号	0853-63-4001
法人の代表者	理事長 土江光世
法人の設立年月日	平成21年9月3日
法人の目的と主な事業	<p>音楽活動や芸術創作活動を通して障がい者の自立支援を行い、障がいの有無に係わらず全ての人が協働し共生のまちづくりを目指していくと共に地域福祉力の向上に寄与することを目的として活動しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい福祉サービス事業の経営 就労継続支援B型 平成24年4月1日島根県指定 共同生活援助 平成29年4月1日島根県指定 ・ 相談支援事業の経営 指定計画相談支援 平成27年9月1日出雲市指定 指定障がい児相談支援 平成27年9月1日出雲市指定 ・ わんぱく学園 出雲市委託 ・ その他の事業の経営

2. 事業所の概要

事業所の名称	相談支援事業所わんぱく																
事業所の所在地	島根県出雲市東福町156番地1																
事業所の電話番号	0853-62-4872																
事業所のFAX番号	0853-62-4872																
事業所のE-mail	soudan-wanpaku@amail.plala.or.jp																
事業所の開設年月日	平成27年9月1日																
事業の目的・運営方針	<p>1 指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者又は障がい児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>2. 指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p> <p>3. 市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。</p> <p>4. 関係法令等を遵守します。</p>																
事業の実施状況	<p>指定計画相談支援（障がい者）</p> <table> <tr> <td>・ 平成30年度実績</td> <td>10 件</td> <td>・ 令和2年度実績</td> <td>8 件</td> </tr> <tr> <td>・ 令和1年度実績</td> <td>9 件</td> <td>・ 令和3年度実績</td> <td>7 件</td> </tr> </table> <p>指定障がい児相談支援（障がい児）</p> <table> <tr> <td>・ 平成30年度実績</td> <td>0 件</td> <td>・ 令和2年度実績</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>・ 令和1年度実績</td> <td>0 件</td> <td>・ 令和3年度実績</td> <td>0 件</td> </tr> </table>	・ 平成30年度実績	10 件	・ 令和2年度実績	8 件	・ 令和1年度実績	9 件	・ 令和3年度実績	7 件	・ 平成30年度実績	0 件	・ 令和2年度実績	0 件	・ 令和1年度実績	0 件	・ 令和3年度実績	0 件
・ 平成30年度実績	10 件	・ 令和2年度実績	8 件														
・ 令和1年度実績	9 件	・ 令和3年度実績	7 件														
・ 平成30年度実績	0 件	・ 令和2年度実績	0 件														
・ 令和1年度実績	0 件	・ 令和3年度実績	0 件														

3. 事業所の職員体制

職 種	人数	勤務形態	資 格
管理者	1 人	常勤	
相談支援専門員	1 人 以上	常勤	相談支援専門員
事務職員	1 人	常勤	

※職員の配置基準につきましては、指定基準を遵守しております。

4. 職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	従業者の管理、指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	<p>【基本相談支援】障がい者等からの相談に応じ、情報の提供を行い、市町村や障がい福祉サービス事業者との連絡調整を行います。</p> <p>【サービス等利用計画・障がい児支援利用計画の作成】障がい福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画又は障がい児支援利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画又は障がい児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>【モニタリング】支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障がい福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画又は障がい児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画又は障がい児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>
事務職員	事務職員は、必要な事務を行う。

5. 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日及び、年末年始12月29日から翌年1月3日までを除きます。
営業時間	9:00~17:00

※上記の営業日、営業時間外は専用携帯電話により24時間常時連絡が可能な体制をとっています。

6. 通常の事業の実施地域

出雲市

7. 指定相談支援を提供する主たる対象者

特定しない

8. 障がい福祉サービス受給者証の確認

障がい福祉サービス受給者証が発行された場合（新規、誕生月更新、記載内容変更等）には、すみやかに事業所へご提示ください。その際、受給者証をコピーさせていただき、写しを事業所内で保管させていただきます。

9. 指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援の提供方法及び内容

(1) サービス等利用計画・障がい児支援利用計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者又は障がい児の保護者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画又は障がい児支援利用計画の原案を作成し、利用者又は障がい児の保護者に交付します。

サービス等利用計画又は障がい児支援利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画又は障がい児支援利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者又は障がい児の保護者の同意を得た上で、サービス等利用計画又は障がい児支援利用計画を完成し、利用者及び障がい児の保護者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画・障がい児支援利用計画のモニタリングを実施します。

<p>計画の実施状況の把握及び計画の変更等</p>	<p>利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画又は障がい児支援利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者又は障がい児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>
<p>入所施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報提供</p>	<p>利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が指定障がい者支援施設、指定障がい児入所施設若しくは精神科病院への入所又は入院を希望する場合は、入所施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助します。</p>

10. 利用料金

<p>相談支援利用料</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。なお、代理受領した利用料の額については、利用者へ通知します。</p>
<p>交通費</p>	<p>利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定計画相談支援又は指定障がい児相談支援を提供した際には、その実費をいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公共交通機関を利用した場合・・・公共交通機関の定める運賃 ●事業者の自動車を使用した場合・・・移動距離(km)×20円

11. 利用料金の支払方法

交通費の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに請求しますので、所定の期日までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

<p>ア. 窓口での現金支払</p>	
<p>イ. 金融機関での振込による支払い</p>	<p>山陰合同銀行 平田支店 (026) 普通預金 3786681</p>

12. 事故発生時の対応

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、ご家族等へ速やかにご連絡するとともに、県や市への報告を行います。また、利用者に対する指定計画相談支援又は指定障がい児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【本事業所が加入する損害賠償保険の内容】

保険会社名	一般財団法人ぜんかれん共済会
保険名	普通傷害保険

13. 苦情等の受付

サービスに対する苦情やご意見は、以下の相談窓口で、面談、電話、書面などで随時受け付けます。なお、担当者以外の職員でも相談に応じますので、お気軽にご相談下さい。

【当事業所の苦情窓口】

苦情受付担当者	坂根玄明
苦情解決責任者	土江光世
受付日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日及び、年末年始12月29日から翌年1月3日までを除きます。
受付時間	9:00~17:00
電話番号	0853-62-4872
FAX番号	0853-62-4872

当事業所では以下の方を第三者委員に選任し、第三者の立場から当事業所のサービスに対するご意見などをいただいております。利用者は、当事業所への苦情やご意見を第三者委員に相談することもできます。

【第三者委員】

職氏名	伊藤栄
電話番号	0853-63-1756
FAX番号	

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は島根県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

【出雲市福祉推進課】

所在地	島根県出雲市出雲市今市町70
受付日	月~金（祝日、年末年始を除く）
受付時間	8:30~17:15
電話番号	0853-21-6961
FAX番号	0853-21-6598

【島根県運営適正化委員会】

所在地	島根県松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根2階 島根県社会福祉協議会内
受付日	月曜日～金曜日（土日祝日を除く）
受付時間	8：30～17：15
電話番号	0852-32-5913
FAX番号	0852-32-5994

14. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定【虐待防止責任者】管理者
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

15. サービス提供の記録

本事業所では、指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しております。また、利用者及び障がい児の保護者が他の指定特定相談支援事業所の利用を希望する場合その他の利用者からの申出があった場合には、直近のサービス等利用計画又は障がい児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。写しを希望される場合は一枚当たり10円をいただきます。

【本事業所にて保存している記録】

- ・ 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ・ 個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳
サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
障がい児支援利用計画案及び障がい児支援利用計画
アセスメントの記録
サービス担当者会議等の記録
モニタリングの結果の記録
- ・ 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- ・ 利用者からの苦情の内容等の記録
- ・ 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

同意書

令和 年 月 日

本事業者は、指定計画相談支援又は指定障がい児相談支援の提供の開始に際し、重要事項説明書の書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	住所	出雲市東福町156番地1
	名称	特定非営利活動法人サポートセンターどリーむ
事業所	名称	相談支援事業所わんぱく
	説明者	
	氏名	印

私は、重要事項説明書の書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援又は指定障がい児相談支援の提供開始に同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

(利用する児童氏名)